

電波のルールを守ろう！

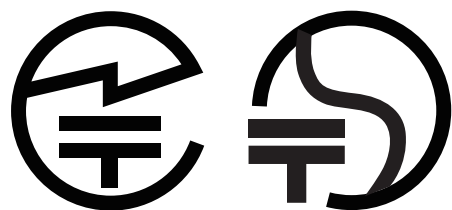
不法携帯電話中継装置は 御法度でい！

携帯電話中継装置
とは
電波の届かない地
下の店舗やビル内
において、携帯電
話の通話を可能に
する装置です。



あなたの携帯電話中継装置、 ついていませんか？技適マーク

技術基準適合証明等を受けたマーク(技適マーク)がない携帯電話中継装置の、購入・使用は十分注意してください。
技適マークがない携帯電話中継装置を使用して無線局を開設すると、不法無線局となり、たとえ知らずに行ったとしても処罰の対象となります。
技適マークがない携帯電話中継装置を使用すると、携帯電話基地局に障害を与え、また、基地局で利用できる通話チャンネルが大幅に減少するなど、他の携帯電話利用者へ支障を与えることになります。



※技術基準適合証明には、この他のマークもありますのでご注意ください。
詳しくは総務省電波利用 HP をご覧ください。
<http://www.tele.soumu.go.jp>



設置は携帯電話事業者のみ

携帯電話中継装置を開設・運用できるのは、携帯電話事業者に限られています。個人設置は認められていません。



不法無線局は罪になります

不法無線局を開設・運用した場合は、電波法違反となり罰則の対象となります。

1 年以下の懲役
または 100 万円以下の罰金

電波は限りある資源です

不法無線局やルールを守らない無線局による不法電波が、正規の電波を妨害し、これまで使えていた携帯電話がつかなくなる、電子機器が誤作動するなどの被害が多発しています。

電波は目に見えないけれど、限りある資源です。効率よく安心して利用できるよう電波のルールを守りましょう。

ご不明な点は、下記へお問い合わせください

総務省近畿総合通信局

〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館

TEL.(06)6942-8523

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>